

# 「行政不服審査法」に基づく「異議申し立て」のために

平成15年12月05日

高南「教育権」訴訟を支える会・教職員の会

加藤 憲雄

はじめに

行政不服審査法は、行政庁の違法または不当な処分その他の権力の行使にあたる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申し立ての道を開く事によって、「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図る」とともに、「行政の適正な運営」を確保することを目的とする。国民の権利保護に重点がある。

本法の定める不服申し立て制度は、裁判所ではなく、行政機関による審査・判定の制度である。

手続が簡易・迅速で費用がかからないという特色をもっている。

異議申立人は、『処分が違法または不当だ』といえれば足り、個々の違法事由を主張する必要はなく、また主張を裏付ける証拠資料を提出する必要もなく、提出しない事によって不利益を受けることはない。但し、これは提出していた方がいい。

簡易迅速ではあるが、制度的限界がある。第1に、行政上の不服申立において審理・判断にあたる機関は、裁判所と異なり、紛争当事者から完全に独立した第三者機関ではなく、直接事件に関与した処分庁または直近上級行政庁であるのが通常であるから、中立公正な審理・判断を期すことが期待できない。第2に、簡易迅速ということは、他方では、事実の認定において審査請求が書面主義を採用しているため事実の解明についても限界がある。

## 1 「行政不服審査法」による「異議申し立て」についての検討

### 1) 「異議申し立て」の基本事項

「不服申し立て」には、「審査請求」と「異議申し立て」がある。(第3条)

「不服申し立て」ができるかどうか、相手方の行政庁はどこか、申し立てできる期間などについて、「教示」をもとめることができる。(第57条)

教育委員会は独立行政委員会で、上級行政庁がないので、「審査請求」でなく、「異議申し立て」となる。(第6条)

「異議申し立て」の期間は、処分をした日の翌日から起算して60日以内である。

(第45条)

「異議申し立て」が全部又は一部でも認められた場合は、処分の変更が行われる

(第47条)

「異議申し立て」の手続きについて

a. 書面で行う(第9条)

- b. 総代を3名以内選出できる(第11条)
- c. 代理人によってすることも可能(第12条)
- d. 書面の記載事項(第15条)
- e. 他の利害関係者の参加も認められる(第24条)
- f. 申し立てにより、意見を述べる機会が与えられる(第25条)
- g. 証拠書類の提出も認められる(第26条)
- h. 参考人の陳述も求められる(第27条)
- i. 審査に必要な書類などの物件の提出を求めることもできる(第28条)
- j. 実地検証もできる(第29条)
- k. 決定が出る前に処分の執行停止を求めることができる(第34条)

## 2) 本件の『処分性』の検討

行政不服の申し立ての対象となる行為かどうか

行政不服申し立ての対象となるのは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するものを含む。)である。

行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為とは、行政庁が法令に基づき、優越的立場において、国民に対し、権利を設定し、義務を課し、その他具体的に法律上の効果を発生させる行為である(裁判昭和 39.10.29)。したがって、国会や裁判所の行為や法律・条例の制定、行政庁の行う告示・公告、行政指導、勧告、警告、補助金交付要綱に基づく補助金の交付などは、行政庁の処分に含まれない。

異議申し立ての対象となる処分は国民の権利義務又は法律上の地位に直接かつ具体的に影響を及ぼす公権力の行使に当たる行為である。

今回の決定は行政不服申し立ての対象となりうる。

## 3) 記載方法についての検討

行政不服審査法は、異議申し立ての様式について何らの規定も置いていないので、法定の記載事項が記載されていればよい。

法定の記載事項は、必ずしも、法律の記載順序に従う必要はないが、処分庁が、異議申し立ての要件審査をする場合の判断基準になるものであるから、記載が不十分な場合は、補正を命じられる。

異議申し立ての対象となっている処分の違法又は不当を理由づける資料の添付も必要である。職権探知主義といっても、処分庁に、十分な資料収集を期待することには無理があるので、手持ちの資料は、なるべく早く提出しておいたほうがよい。

異議申し立ての理由は、処分が違法又は不当で、当該処分に不服である旨記載されていれば足りる。異議申立人（総代）の押印は、実印である必要はなく、いわゆる三文判でよい。

(法定記載事項)

- ・ 異議申し立て人の住所・氏名・年齢
- ・ 異議申し立ての対象となっている処分(誰が、いつ、どんな処分をしたか)
- ・ 処分があったことを知った年月日
- ・ 異議申し立ての趣旨及び理由
- ・ 処分庁の教示の有無及びその内容
- ・ 異議申し立ての日
- ・ 総代又は代理人の住所・氏名・押印
- ・ 異議申し立て人の記名

## 2. 処分決定後の運動化への今後の対策と準備

処分が不当である理由の検討

資料として何を添付するかを検討

異議申し立て運動をする『推進母体』の結成と体制（構成・執行・連絡、運動化）づくり等。総代の決定、会の名称と世話役、運営について

異議申立書の原稿づくりに着手する。みじかくても良い。

異議申立書提出日確定（1月23日金曜日までやらなければならない）と記者会見の設定準備

## 3. 運動化への基本的姿勢

署名は運動のバロメーターだが、これだけが運動ではない。これだけおわって『よくたたかった』という総括は精算主義。当面運動を終息させて、『撤回にむけて、まだたたかえる、訴えることができる、主張できる、話し合いが相手とできる』という、他の条件があるときは、よい総括でおわらせることも必要。ではこのケースはどうか？

任意の運動、自発的な運動は、大衆性が広がるが、相手の出方も任意で、行政の責務と義務からは開放的（=秘密的）である。**制度で攻めていくと、制度によって文書で答え（応え）で、こざるをえない。そこを攻めて行く。矛盾を突いていく。制度に乗った訴えに正当性と社会的意義があるときには、世論化もでき、運動は質的に新たなうねりと呼んでいく。運動に反対していたり、消極的だった層も、接近・賛同・協力せざるを得なくなる。**

(高南ケース:異議申立て、34人・人権救済申立て、526名・地裁提訴、59名、親権者115名、情報公開請求1次・2次、情報公開請求非開示決定への異議申立て-公開審査会請求・反論書)